

可茂消防事務組合火災予防条例の改正により、平成26年7月15日から「**消火器の準備**」と「**露店等の開設届出**」が必要となりました。



**可茂消防管内で行われるすべての催し(イベント)が対象となります**

## 多数の者の集合する催し(イベント)を開設しようとする者

(祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する対象火気器具等を取り扱う催し)

※対象火気器具等とは、火を使用する器具でコンロ・グリドル・ストーブ・発電機などです。

次のフローチャートで確認して下さい。

催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する予定がある



■ 「消火器の準備」 ⇒ 不要

■ 「露店等の開設届出」 ⇒ 不要

はい

多数の者が集合するなど、社会的広がりのある催しである



近親者によるバーベキュー、幼稚園等で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催しや、集合する者が個人的つながりに留まる場合などは対象外です。

はい

「消火器の準備」と「露店等の開設届出」が必要です！



### ● 消火器の準備は誰がするの？

原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備する必要があります。

### ● 露店等の開設届出は誰がするの？

露店等を開設しようとする者に義務がありますが、一つの催し等に対象火気器具等を使用する複数の露店等を開設する場合には催し等の主催者や露店等の開設を統括する者が、取りまとめて管轄する消防署へ届出をします。

さらに

屋外において、大規模な催しが開催可能な公園、河川敷、道路等を会場とし、露店等の数が100店舗を超える場合

消防長が「**指定催し**」として指定します

- ① 指定する場合は、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定催しの指定をしたときは、主催する者に書面で通知するとともに公示をします。
- ② 「指定催し」の指定を受けた主催する者は、「**防火担当者**」を定め、「**火災予防上必要な業務に関する計画**」を作成し、**開催する日の14日前まで**に消防署に提出しなければなりません。

お問い合わせは最寄りの消防署・分署及び出張所まで

可茂消防事務組合

# 主催者・出展者及び関係者の皆様へ！ 可茂消防事務組合

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し・イベントなど各種行事において、火災が発生すると甚大な被害となることがあります。火災の発生を未然に防ぐためにも、イベント等の関係者の皆様には次の事項に注意していただき、多数の方々が安心してイベント等に参加できるよう安全対策の徹底をお願いします。

**火気等から離れ、直射日光・高温となる場所を避けて保管**

**燃料補給は、人のいない安全な所でエンジンを止めてから**

火気から離して避難の支障とならない場所に設置

屋台

上方1m

後方15cm

側方15cm

前方15cm

こんろ

こんろは不燃性の台上で使用すること

火気周辺には、可燃物を置かない

接続部分をホースバンドで固定

消火器の設置 (ABC4型以上) (家庭用・エアゾール式は不可)

LPGボンベは直射日光や火気の近くを避け通風の良い場所に設置

転倒防止をする

## I 露店等の開設場所は、 次のことに注意しましょう！

- 消火栓・防火水槽の障害となっていないか。
- 避難経路を確保する。

## II 防火管理について

- 消火器を準備する。(変形や錆等がないもの) 住宅用消火器・エアゾール式簡易消火器具不可
- 緊急時に備えて、初期消火・避難誘導などの役割分担・連絡体制を決めておく。

## III 危険物(ガソリン等)容器を取扱う場合には、 次のことに注意しましょう！

- 金属製容器で貯蔵し、蓋はしっかりと締める。
- 直射日光・高温となる場所を避け、風通しの良い場所で保管する。
- 容器の蓋を開ける前には、エア調整ネジを緩め内圧を抜く。
- 貯蔵・取扱っている周辺で、火気や火花を発生する機械器具等を使用しない。

## IV ガスこんろ等を使用する場合には、 次のことに注意しましょう！

- 使用中は、その場を離れない。
- 不燃性の台上で使用する。
- こんろの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かない。
- 振動や衝撃に容易に転倒、又は落下するおそれのないよう据え付ける。
- 始業前及び終了時には点検を実施する。

## V プロパンガスを使用する場合には、 次のことに注意しましょう！

- ボンベは火気から離れた直射日光の当たらない場所に置く。
- ボンベは平坦な場所に置き、転倒しないよう固定する。
- ゴム製ホースのひび割れ、劣化したものを使用しない。
- ゴム製ホースの接続部分はホースバンドで確実に締めつける。
- 使用しないガス栓には、専用ゴムキャップを付けておく。
- 使用後は、器具栓と元栓を閉める。

## VI 発電機を使用する場合には、 次のことに注意しましょう！

- 燃料漏れ等の異常はないか。
- 燃料を補給するときは、必ずエンジンを止め、人のいない安全な場所で行う。
- 火気から離れた、避難の支障とならない場所で使用する。

## VII その他の注意事項について

- ガソリン容器・こんろ・発電機等の取扱説明書の安全事項を遵守する。
- くわえタバコで給油をしない。



# 露店等開設時におけるチェックリスト



安全のため、必ず事前にチェックし、正しく取扱いましょう！

チェック項目	チェック欄
<b>I 露店等の開設場所</b>	
1 消火栓や防火水槽の障害となっていないか。	
2 避難経路を確保する。	
<b>II 防火管理</b>	
1 消火器を準備する。(住宅用消火器、エアゾール式簡易消火器具は不可) (ABC4型以上の消火器で、変形や錆等がないもの。)	
2 緊急時に備えて、初期消火・避難誘導などの役割分担・連絡体制を決めておく。	
<b>III 危険物(ガソリン等)容器の取扱い</b>	
1 金属製容器で貯蔵し、蓋はしっかりと締める。	
2 直射日光・高温となる場所を避け、風通しの良い場所で保管する。	
3 容器の蓋を開ける前には、エア調整ネジを緩め内圧を抜く。	
4 貯蔵・取扱っている周辺で、火気や火花を発する機械器具等を使用しない。	
<b>IV ガスこんろ等の取扱い</b>	
1 使用中は、その場を離れない。	
2 不燃性の台上で使用する。	
3 こんろの上方1m以内、周囲15cm以内に可燃物を置かない。	
4 振動や衝撃に容易に転倒、又は落下するおそれのないよう据え付ける。	
5 始業前及び終了時には点検を実施する。	
<b>V プロパンガスの取扱い</b>	
1 ボンベは火気から離れた直射日光の当たらない場所に置く。	
2 ボンベは平坦な場所に置き、転倒しないよう固定する。	
3 ゴム製ホースのひび割れ、劣化したものを使用しない。	
4 ゴム製ホースの接続部分はホースバンドで確実に締めつける。	
5 使用しないガス栓には、専用ゴムキャップを付けておく。	
6 使用後は、器具栓と元栓を閉める。	
<b>VI 発電機の取扱い</b>	
1 燃料漏れ等の異常はないか。	
2 燃料を補給するときは、必ずエンジンを止め人がいない安全な場所で行う。	
3 火気から離れた、避難の支障とならない場所で使用する。	
<b>VII その他</b>	
1 ガソリン容器・こんろ・発電機等の取扱説明書の安全事項を遵守する。	
2 くわえタバコで給油をしない。	

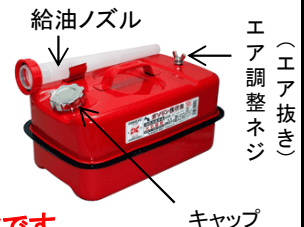
## 取扱い注意

### 危険性について

ガソリンは気温が-40℃でも気化し小さな火源でも引火し爆発的に燃焼する物質です



※ポリ缶にガソリンを入れることは非常に危険です



## 可茂消防事務組合

中消防署 0574-26-0190  
 南消防署 0574-62-0119  
 東消防署 0574-72-1641  
 中央分署 0574-25-4361  
 西可児分署 0574-65-6825

御嵩分署 0574-67-1818  
 富加出張所 0574-54-2714  
 川辺出張所 0574-53-2714  
 八百津出張所 0574-43-0476  
 七宗出張所 0574-46-1150